

<別紙 1 >

介護老人保健施設ひかり(短期入所療養介護)

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ひかり
- ・開設年月日 平成 16 年 10 月 18 日
- ・所在地 茨城県土浦市右廻 1 1 1 3 - 1
- ・電話番号 029 (843) 3321 FAX 番号 029 (843) 3324
- ・管理者名 万本 盛三 (医師)
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0850380031 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が在宅での生活を 1 日でも長く継続できるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設ひかりの運営方針】

(1) 当施設は、利用者が安心して生活できる環境を整え、利用者を中心とした明るく、暖かい介護サービスを提供し、利用者個々の能力を生かした自立支援に努める。

(2) 当施設は、市町村、介護福祉施設、医療機関等との連携を密にし、施設と家族が一体となった介護体制の確立を目指し、利用者が地域において統合的な介護サービスを受けられよう努める。

(3) 施設の職員体制

令和 5 年 12 月現在

	常勤	非常勤	夜間	備考
・ 医 師	1	0		
・ 薬剤師	0	1		

・看護職員	7	6	1	兼務者を含む
・介護職員	23	12	3	兼務者を含む
・支援相談員	6	0	0	兼務者を含む
・理学療法士	3	2	0	兼務者を含む
・作業療法士	2	0	0	兼務者を含む
・言語聴覚士	1	0	0	兼務者を含む
・管理栄養士	1	0	0	
・介護支援専門員	2	0	0	兼務者を含む
・事務員	1	0	0	
・歯科衛生士	0	0	0	
・その他	給食・清掃は業務委託委託			

（４）入所・短期入所療養介護定員 ・定員 100 名

・療養室 個室 15 室、 2 人室 1 室、 3 人室 1 室、 4 人室 20 室

（５）通所定員 40 名

・営業日 毎週月曜日から土曜日

・休業日 日曜、12 月 31 日から 1 月 3 日はお休みとなります。

（祝祭日は不定休となります。）

2. サービス内容

① 利用者の施設サービス計画書作成、但し短期入所療養介護サービス利用者の場合 4 日以上入所の場合

② 食事の提供（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

③ 入浴（一般浴槽のほか、介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の指導も必要に応じて行います）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 理美容サービス

⑨ 送迎サービス

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

協力医療機関

名 前	野上病院（同法人医療機関）
住 所	茨城県土浦市東崎町 6-8
名 称	土浦協同病院
住 所	茨城県土浦市おおつ野 4-1-1
名 称	県南病院
住 所	茨城県土浦市大字中 1087-3
名 称	市村歯科医院
住 所	茨城県土浦市東崎町 6-18

4. 施設利用に当たっての留意事項と禁止事項

- ・面会 面会者受付簿への記入が必要です。
- ・外出、外泊は当日の届出が必要となります。
- ・外出、外泊時に施設医の許可のない医療機関の受診はできません（緊急時は除く）。
- ・設備・備品の利用は目的と申請が必要です。
- ・所持品・備品等の持込みには届出が必要です。
- ・金銭は少額のみお預かりできますが、当施設の決定に従っていただきます。
- ・貴重品の管理は致しておりません。持ち込まないようにお願いします。
- ・飲酒、喫煙の禁止。
- ・火気の取扱いの禁止。
- ・宗教活動、勧誘の禁止。
- ・ペットの持込みの禁止。
- ・物品の販売の禁止。
- ・その他施設運営に影響を及ぼす行為の禁止。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置
- ・防災訓練 年2回の総合訓練

6. 要望又は苦情の申出

当施設の要望又は苦情等は下記の担当に申し出る事が出来ます。

苦情窓口 : 「事務長」又は「支援相談員」

受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※ 要望又は苦情の記録用紙の保存期間は5年とします。

行政機関 その他苦情受付期間

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室

TEL : 029-301-1565

茨城県社会福祉協議会

TEL : 029-305-7193

土浦市役所 高齢福祉課

TEL : 029-826-1111

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- ① 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ② ①のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

8. 損害賠償

- ① 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- ② 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

※ 処遇上、不可抗力による転倒・転落等、その他の事故が発生した場合、施設は負担を負いません。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレット・料金表を用意してありますのでご請求ください。